

皆様の人材確保のお悩みにお答えします。 ジョブ・カード制度のご案内

ジョブ・カード制度とは、フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親、新卒者等の正社員経験が少ない方々を対象として、ハローワーク等での「ジョブ・カード」によるキャリア・コンサルティングを通じ、企業での実習(OJT)と教育訓練機関等での座学(OFF-JT)を組み合わせた有期実習型などの職業訓練(職業能力形成プログラム)を提供します。求職者は、企業や教育訓練機関等で実務経験を積むことにより、職業能力を得られ、企業による評価を得て就職活動に活用できます。

ジョブ・カード制度における「有期実習型訓練」では、短期雇用契約(期間の定めのない雇用契約でも可)のもと、求人企業が自社のニーズにマッチした実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた職業訓練を実施します。企業にとってのメリットとして、

①人材ニーズにマッチした自社での実習を通じて、即戦力の人材を確保できます。

②有期雇用による企業での実習を通じて、自社のニーズに応じた人材育成と評価(適性判断)ができるので、採用時のミスマッチのリスクを軽減できます。

③アルバイトやパート、派遣会社を正社員へ登用するときに活用できます。

④キャリア形成促進助成金(利用には条件有)を活用することにより、採用コストや企業研修に係るコスト負担を軽減できます。

⑤人材育成・能力開発に積極的な社会的企業であることをPRできます。

ジョブ・カード制度に関するホームページアドレス(ジョブ・カードの様式もダウンロードできます)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card/01/index.html

地域ジョブ・カードセンター
新潟県商工会議所連合会

新潟県新潟市中央区上大川
前通七番町一二四三番地

新潟商工会議所中央会館六階
☎〇二五—二三三—六二七三

平成二十二年四月二日から

雇用保険料率が改定!

適用範囲が拡大!!

平成二十二年四月一日より下表の通り、雇用保険料率が変わりました。被保険者の方が負担すべき雇用保険料額は、被保険者の方の賃金総額に下表の率を乗じて得た額となります。

※農林水産事業のうち、園芸サービスの事業、牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は、一般の事業の雇用保険料率が適用されません。

○被保険者負担金について

・平成二十二年度の保険料算定基礎となる賃金から新しい料率で負担いただくこととなります。

・平成二十一年度までに支払うことが確定した賃金は、確定保険料の算定基礎に含まれます。例えば賃金締切日が三月で支払日が四月の場合は確定保険料(二十一年度分)の算定基礎に含めます。

事業の種類	事業主負担率	被保険者負担率
1 一般の事業	9.5/1000	6/1000
2 ●土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業 ●動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業、その他畜産、養蚕又は水産の事業 ●清酒の製造の事業	10.5/1000	7/1000
3 土木・建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業	11.5/1000	7/1000